

阪南大学後援会旅費規程

制 定 平成10年4月1日

(目 的)

第 1 条 本会の会務の為に出張する者に支給する旅費は、この規程の定めるところによる。

(旅費金額)

第 2 条 旅費は、交通費、日当および宿泊料とし別表の金額とする。ただし、会長が通常の鉄道または船舶にかえて航空機、自家用車、フェリーボート等の使用を認めるときはその実費を支給するものとする。

(旅費の支給)

第 3 条 会則第7条の役員および顧問、幹事または大学に籍を置く職員（以下役員および職員という）が運営委員会等会務のために出張するときは旅費を支給する。

2 会則第5条に定める会員が総会に出席するときは、旅費は支給しない。

(旅費の前払い)

第 4 条 旅費の前払いを希望する者は、予め会計に申出てその旅費の概算前払いを受けることができる。この場合、帰着後出来るだけ速やかに精算するものとする。

(請求手続き)

第 5 条 第3条1項ただし書きにより旅費の請求を使用とする者は、旅費申請書を会長に提出するものとする。

(規程の改正)

第 6 条 この規程は、運営委員会の議決により改正することができる。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

別 表

交通費		日当	宿泊料
鉄道費	船舶・車賃		
在来線片道100キロ以内 普通車	1 等 ・ 実 費	5,000円	普通泊 一泊 13,000 円
在来線片道100キロ以上 特 急			船中泊 一泊 5,000 円
新幹線片道100キロ以上 普 通 指 定 席			

- (注) 1. 交通費、本人の居宅から目的地までを計算する。
 2. 寝台車を利用した場合は、別途鉄道賃に加算する。
 3. 船賃に食事代が含まれているときは、宿泊料は支給しない。
 4. 車賃は、路面電車、地下鉄、バス、タクシー代とする。
 5. 日当は、出発日から帰着日までを計算する。